

発日東広監第30号
令和7年11月17日

日向東臼杵広域連合

連合長 西村 賢 様

日向東臼杵広域連合監査委員 門脇 功郎

日向東臼杵広域連合監査委員 那須 富重

令和7年度日向東臼杵広域連合定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

令和7年度

日向東臼杵広域連合定期監査報告書

日向東臼杵広域連合監査委員

令和7年度 定期監査報告書

1 監査の対象

主として令和7年度の財務に関する事務の執行について

2 監査実施期間

令和7年8月27日から令和7年9月19日まで

4 監査を実施した監査委員

監査委員 門脇功郎

監査委員 那須富重

5 監査の方法

令和7年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。
- (2) 事務局長等以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、指摘事項以外の軽微な誤り等については別途指導した。

指摘等の内容

【指摘事項】

1 土地の借受けに係る賃貸借契約に関し、予算の裏付けなく、契約期間を複数年としているものが見受けられた。

地方自治法の規定（第 214 条、第 234 条の 3）に基づき、長期継続契約を締結していない場合又は債務負担行為の手続を経ていない場合は、年度を超える契約はできない。

複数年契約とする場合は、解除条項（翌年度以降の歳出予算に減額又は削除があった場合は当該契約を解除する旨の条項）を付して長期継続契約を締結するか、又は債務負担行為を設定し契約する必要があるので、当該賃貸借契約について適切な見直しをされたい。